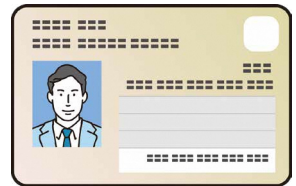


# スをご利用ください

各種外出支援サービスを紹介します。申請方法など詳細はお問い合わせください。

## ① 75歳以上の方 運転免許証を返納した65歳以上の方 妊産婦の方



### ●マイナンバーカード活用タクシー利用助成事業●

☎ 長寿介護課 ☎ 989-5537 (内容A)  
健康増進課 ☎ 986-8760 (内容B)

内容	① タクシー運賃の半額助成 (上限600円) × 年50回 (利用登録者2人以上が同乗した場合は「400円 × 人数」の助成) ② タクシー初乗り運賃の助成 × 20回
対象	マイナンバーカードを所持し、次の条件のいずれかに該当する方 ① 75歳以上の方または、運転免許証を返納した65歳以上の方 ② 妊産婦の方 (妊娠届出日以降の利用登録日から出産予定日の2カ月後まで)

※高齢者タクシー・バス利用助成事業および高齢者運転免許証自主返納等支援事業は、当事業に統合しました。

## ② 要介護1以上の介護認定を受けている方

### ●外出支援サービス事業●

☎ 長寿介護課 ☎ 989-5537

内容	タクシー (普通車) の初乗り運賃相当額の助成 (月4回まで)
対象	要介護1～5の介護認定を受けている方で住民税非課税世帯に属し、一般の交通機関 (電車・バスなど) を利用することが困難である方 ※自動車税および軽自動車税の減免を受けている方は対象となりません。

# まちの外出支援サービス

町では、皆さんの外出をサポートするために、さまざまな支援を行っています。ここでは、※①②③⑤の事業は、一乗車で併用することはできません。

## ③ 障害者手帳をお持ちの方

### ●障害者タクシー利用料金助成事業●

福祉保険課 ☎989-5512

内 容	タクシー（普通車）の初乗り運賃相当額の助成（年24回まで）
対 象	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳1・2級をお持ちの方</li><li>・身体障害者手帳下肢機能障害3・4級をお持ちの方</li><li>・療育手帳A判定をお持ちの方</li><li>・精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方</li></ul> ※福祉施設などに入所している方や、自動車税および軽自動車税の減免を受けている方は対象となりません。また、所得条件により対象とならない場合もあります。

## ④ 外出の際、車いすなどを利用する方

### ●福祉車両利用助成事業●

福祉保険課 ☎989-5512

内 容	福祉車両レンタル費用の助成（レンタル費用の2分の1以内で上限5,000円）
対 象	<p>外出時に車椅子などを必要とする方で、次のいずれかに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳の下肢・体幹または移動機能に障害がある方</li><li>・要支援認定または要介護認定を受けている方</li><li>・その他外出が困難な方</li></ul> ※町内在住、町税などの滞納がないことなどが条件です。

## ⑤ 元長窪区～下長窪区（14・15・17班）の方

### ●デマンド乗合タクシーももタク（会員登録制）●

企画財政課 ☎989-5504

内 容	利用者が事前に予約し、予約に応じてタクシー車両を使って乗り合いで運行 各停車場とウェルディ長泉・下長窪・長泉なめり駅間を距離に応じて 200～600円（1乗車）で運行
対 象	元長窪区・上長窪区・屋代住宅区・谷津区・下長窪区（14・15・17班）に住民登録がある方（事前に会員登録が必要）